

株式会社〇〇〇〇 行動計画

職場における女性の活躍を推進し、当社で働く全ての社員が、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 2022年4月1日～2026年3月31日までの4年間

○目 標

女活法の行動計画では1つ以上の数値目標を立てる必要があります（目標は1つでもかまいません）

目 標： 管理職に占める女性割合を15%以上にする。

○取組内容・時期

取組内容： 女性社員のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修を行う。

2022年 4月～ 管理職を対象に女性活躍に関する意見交換を実施する

2022年10月～ 管理職養成のための研修内容を検討し、研修カリキュラムを作成する

2023年 4月～ 管理職候補の女性社員を対象として研修を3か月に1回実施する

2024年 4月～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する

目標に対する対策内容とその実施時期を明記しましょう

取組内容： 長時間労働の職場風土を改善する。

2022年 4月～ 経営トップから長時間労働の是正に関するメッセージを発信する

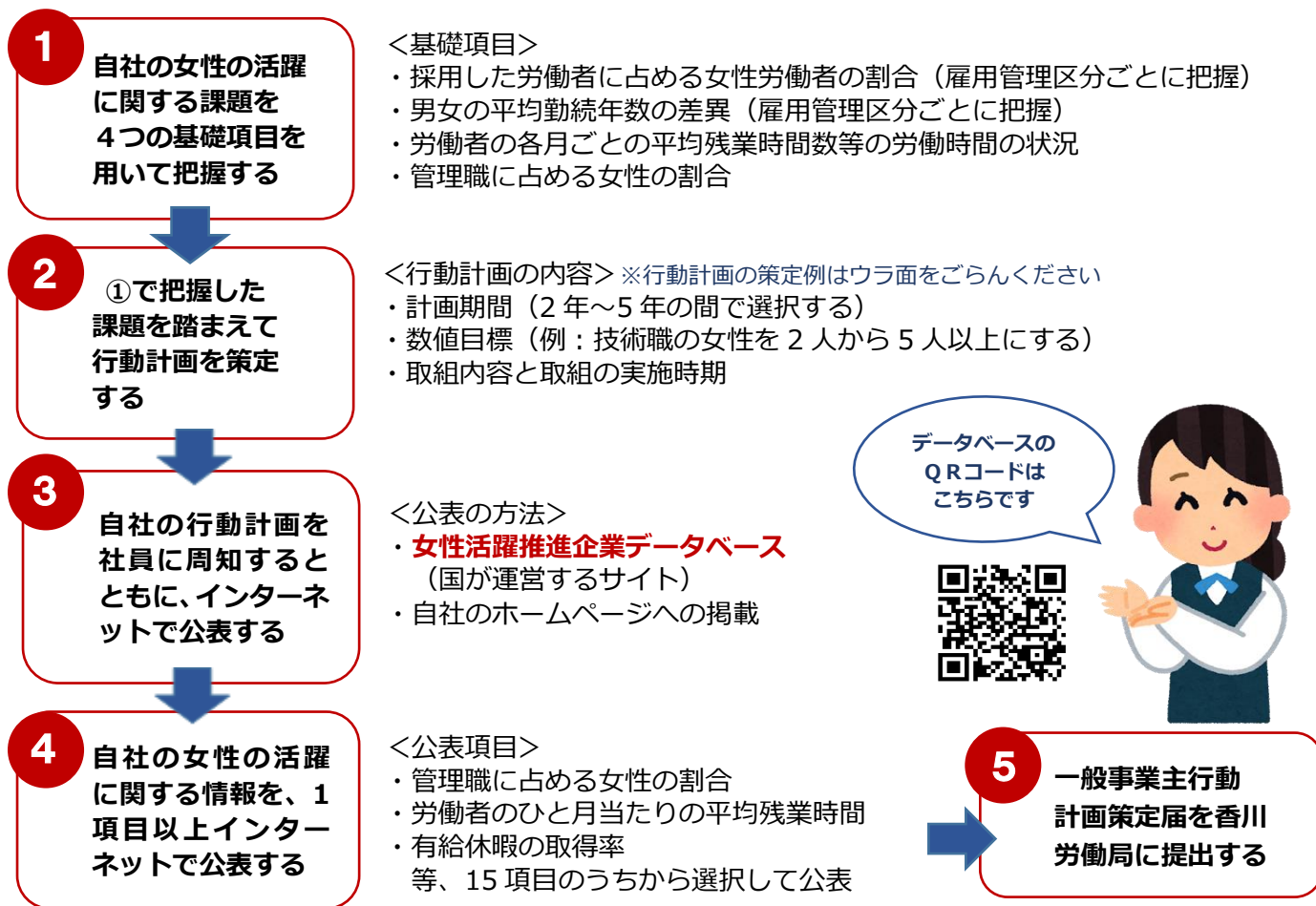
2022年10月～ ワークライフバランスの観点から、帰りやすい職場風土に向けた業務削減の取組を実施する

2023年 4月～ 残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知・助言を行う

労働者数 101～300 人の事業主の皆さん！ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の 策定・届出等が義務になります！

女性活躍推進法が改正され、令和 4 年 4 月から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の義務の対象が、常時雇用する労働者数 301 人以上の企業から、101 人以上の企業に拡大されますので、早めの対応をお願いします。

労働者数 101～300 人の事業主に求められることは？



一般事業主行動計画策定届の様式やモデル行動計画については

香川労働局ホームページをチェック!!

ホーム> 各種法令・制度・手続き> 雇用環境・均等関係
> 女性活躍推進法について

香川労働局 女性活躍

検索

女性活躍推進法一般事業主行動計画についてのお問合せ・提出先



香川労働局 雇用環境・均等室 ☎087-811-8924

高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2 階